2026年3月5日

予備２９－１９

肢ア　会社支配の公正を目的としない
　単元未満株式について議決権を行使できないことは，株主間の公平を欠く側面がある。
　支配の公正を目的とする場合は，端株を採用しないことが公正に繋がる。

肢イ　会社支配の公正を目的としない
　所有と経営の分離。多数派の代表者である取締役に多くの意思決定を行わせる。
　したがって，会社支配の公正維持を目的としない。

肢ウ　会社支配の公正を目的とする（３０８条２項）
　自己株式に議決権はない。行使を認めると，自己監督になってしまい決議の公正が害される。

肢エ　３１０条１項，最判昭４３．１１．１
　定款の定め有効。総会のかく乱防止，合目的。
　株主間の議決権の公平や，適正とは無関係。

　代理制限の定款の定めが有効。
　ただ，定款を適用できる場面を限定する限りで有効。

肢オ　３０８条１項
　Ａ社とＢ社は，別ではあるが，1/4以上ＡがＢ社の株を持っているため，実質的にＢ社はＡ社の影響を受けている。
　その結果，Ｂ社は，適正にＡ社の議決権を行使しない恐れがあるため，会社支配の公正維持から議決権行使が制限される

予備２９－２０

肢ア　３２７条１項１号，３２７条２項本文

公開会社の場合は，取締役会を置かなければならない。公開の場合は，所有と経営の分離が制度として予定されている。

取締役会設置会社の場合は，監査役を置く必要がある。取締役会に権限が委譲されているので，監査役による監査により会社の利益・ひいては株主の利益を守る必要がある。

もっとも，同条ただし書で公開会社でない場合は，会計参与で足りる。

肢イ　２条６号イ　大会社

２億円から１０億円の場合。

大会社に変わるとき，どのように取扱うか問題。

最終年度の決算額で判断される。したがって，期中で大会社になっても，会計監査人はいらない。理由，資金調達を迅速に行わせる必要がある。

途中で会計監査人を必要とすると調達がやりづらい。

肢ウ

社外取締役がいないときは，説明をしないといけない。

ガバナンスの強化。なぜ，社外取締役が必要か。

監査役会には（　社外監査役　）がいるが，それだと弱い。

（　　監査役　　）は，取締役会で（　議決権　）がないから

したがって，社外取締役を必要とする流れがあり。

ただ，義務とすると人材の確保が難しい。そこで，設置義務まではなく，説明責任になり，その後，いわゆる上場企業は，必置となった。なお，この一連の流れで，監査等委員会がつくられた経緯がある。

肢エ　監査役会　３２８条１項

社外が半数いる。公開会社，大会社。会計上の額が大きい，株式が頻繁に取引されるので会社価値の客観性を担保する必要がある。そこで，社外の監査が期待される

肢オ　３２７条５項

会計参与，取締役の会計書類作成を共同して行う人

監査等委員は，できたものを内部的にチェックする人

会計監査役は，外部としてチェックする人

２９－２１

肢ア

役員の選任も会社との契約。

契約である以上，意思の合致で成立。

会社の意思決定は決議，取締役は就任を承諾。

肢イ

決議の無効か取消か。

取消は，軽微な瑕疵。軽微というのは，自分たちでやり直しが最悪できる場面を想定。

無効は，法律改正しないと無理。

定款違反は，定款変更をすれば，員数を増やせることができるため，軽微な瑕疵

注意：裁量棄却

８３１条１項２号の定款の内容違反はできない。

取消の訴えは，形成の訴え。要件があれば認められるが原則。

しかし，軽微な場合に認容を認めると，無駄なやり直しされることで，会社全体に不利益が生じる恐れがある。そこで，重要でない場合（実体上やり直しに意味がない），決議に影響を及ぼさない（手続上の重要性がない）には裁量棄却ができるとなっている。

定款の場合は，特別決議が必要なので，常にやり直しに意味がある。したがって，裁量棄却は不可。

肢ウ

補欠の役員の意味。

辞任をした場合，あらたな役員が選任されるまで権限が残ってしまう。

それに備えてのいわば，ベンチ要因。社会一般で必要性は当然予定される。

定款がなくてもできる。

肢エ

過半数が原則。しかし，人事で，少数者の意見も反映してガバナンスの強化を要請もある。加重できる。

肢オ

確かに，自由からみると意見の機会は不要と思える。

しかし，取締役が自己の都合が悪い監査役を，任期満了で排除する恐れがある。

その点について，透明化を図って，株主の取締役への監督を強化する必要がある。

そこで，法は，判断の機会を持てるように，監査役が意見を述べることができるようにしている。

予備２９－２２

肢ア

競業の場合は，利益と損害と見る。

別会社ので，相手の利益を，自己の利益とするのは無理。

実際に税金も問題等見てもおかしい。

法は，利益を損害と推定している。

推定は，立証の困難性があることが前提。

そこを考える。競業の場合は，取引の数が多いので，一個ずつ額を特定するのは困難。

したがって，推定規定を置いている。

肢イ

競業避止義務の場合は，利益相反と異なり，職務違反について推定はない。

手続が，法定されていて明らかであるため，職務違反について立証の困難性の問題はなから。

利益相反とは場面が異なる。

肢ウ

会社の事業の部類に属する取引にあたるか。

B は，個人として自由に営業はできるはずである。

甲県と乙県は別である。ましては，A 社は，甲県で営業を始めていないので，株式会社の事業に属しない取引として，B は取締役会の承認はいらないのではないか。

不都合，B は，A 社のノウハウを利用している。B は，取締役として A 社に忠実義務を負っており，A に損失を与えることは，信頼に背くことになる。

したがって，B の本件営業を制限する必要がある。

３５６条１項１号，３６５条で，取締役会の承認をした趣旨は，忠実義務を負っている取締役において，会社の損失が生じる具体的危険がある営業を事前に防止するものである。

したがって，具体的な危険が発生するのであれば，実際に行っていなくても，株式会社の事業に属する。

本件の場合は，市場調査後に不動産を購入している。具体性がある。したがって，この場合も株式会社の事業に属するにあたる。よって，B は，承認をうけなければならない。

肢エ

競業避止義務の意味を理解する。

確かに，B と C 会社は別。しかし，C と A は同じ事業を行っており，A 社のノウハウが使える関係にある。したがって，A 社の損害が生じないように，B に報告して承認をうける必要がある。

なぜ禁止されているかの意味を理解する。

肢オ

形式的に，B は D のオーナー。

所有と経営が分離されている。したがって，B は，事業を行わないので，競業ではないのでは。

しかし，不都合。具体的に指示をして A 社に損害を与えている。

B は A 社の取締役として忠実義務を負っている以上，このような行為を事前に防止する必要がある。

３５６条１号，３６５条の趣旨。具体的危険が発生する事業を事前に防止するもの。

本件の利益状況において，B は，実質 A 社のノウハウを D 社を運営，以上，株式会社の事業に属する場合に当たる。

よって，取締役会の承認が必要となる。

２９－２３

肢１

利益準備金。配当の際に積み立てる項目。配当を行う際には，利益準備金として計上しなければならないのでは。不都合，会社によっては，手続が煩雑になる恐れがある。

自由を認めるべき。

利益準備金は，過去に配当を行ったかを管理をできるようにする目的がある。

会社の管理目的の項目のため，資本準備金にすることもできる。

内部留保として，資金が計上されていれば，債権者保護等の法の目的は達成される。

肢２

資本金の減少。株主が害される（株価に影響)。総会決議が必要なのが原則。

しかし，常に総会決議を必要とすると，迅速な資金調達ができなくなる。

意思決定を迅速に行えるとする必要がある。

もっとも，株主を害することは許容できない。そこで，資本金が最終的に減少しない場合は，取締役会決議でできるとした

肢３

資本金は，債権者や株価の影響が重大。手続の適性も図って利害関係人を保護する必要がある。訴えのみでできる。

資本準備金の場合は，手続が不適法でも実体上適法であれば，重大な瑕疵ではない。

そこまで，厳格に手続を要求する必要もない。

肢４

両方とも株主総会の決議が必要。

剰余金が資本金や資本準備金に移ると株主が害される。

配当をうけづらくなる。

肢５

資本金が減少する時は，債権者は異議を述べられる。責任財産が減少するから。